

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名	通訳案内士法			法令番号	昭和24年法律210号				
手続名	全国通訳案内士登録証の再交付			根拠条項	第24条				
審査基準	通訳案内士法第24条及び通訳案内士法施行規則第20条による。								
	受付機関	観光課	処理機関	観光課	交付機関	観光課	標準処理期間	10日	目次
							標準経過期間	日	No.